

名古屋港管理組合議会 みつなか美由紀議員(6月4日)

名古屋港の10号地<灯台> 歴史的遺産としての保存と陸上見学の機会を



みつなか美由紀議員は4日の名古屋港管理組合議会で、空襲の弾痕を遺す同港10号地灯台を歴史的遺産として適切に保存し、一般市民向けの見学会を実施するよう求めました。

空襲による被弾跡が生々しく残る

同灯台は現在の潮凧ふ頭南端に1939年に建設され、多くの船舶の安全な航行に役立ってきました。同港には戦闘機を製造する軍需工場が多数あったことから、戦時中大規模な空襲で被災。当時2基あった灯台のうち1基は撤去され、残された1基は被弾跡が今も生々しく残されています。

みつなか議員は、「悲惨な戦争を後世に伝える貴重な施設であり、名古屋市から『認定地域建造物資産』の認定も受けている。市民が間近で見学することで、戦争の悲惨さを知り、平和について考えるきっかけともなる」と力説。灯台の歴史的価値や保存について組合の認識を尋ねました。

同組合港営部長は答弁で、「灯台は戦前から残存する本港の貴重な建造物。『名古屋港景観基本計画』(2009年策定)でも、名古屋港の歴史を物語る『歴史資源』と位置付けている」と答弁。

また、2020年度に名古屋市の「歴史的建造物保存活用アドバイザー制度」を活用して被災痕跡を残した状態を維持し、鉄筋の錆止め処理やコン

クリートのひび割れ修繕等を行ったほか、年二回の日常点検や台風通過後の臨時検査等を行っている」と説明しました。

立ち入り制限で陸上から見学できず

みつなか議員は、「灯台がある潮凧ふ頭は石炭の荷役作業が行われているため、現在は陸上からの立ち入りが制限されている。そのため一般市民は海上から、しかも離れたところからしか灯台を見ることができず、砲弾の跡まで確認することができない」と述べ、2021、2022両年に同組合が「試行的開催」で一般見学会を開催した経緯について質問しました。

同組合企画調整室長は、「これまで年十数回実施する“みなと体験ツアー”で海上から灯台を紹介してきたが、近年、陸上からの見学の要望もあり、試行的に陸上見学を実施した。参加者が写真撮影で水際に近づく危険な行動も見られ、安全に見学できる方策を検討する必要がある」と説明。

みつなか議員は、「安全面から慎重に行うことは必要。来年は戦後80年の節目の年。いまま軍需産業がいくつも立地する名古屋港にある歴史的資産として、適切に保存して後世に残すことが求められる。安全性確保のうえ、今後も見学会を実施するよう検討してほしい」と要請しました。



10号地灯台